

【対象となる資金】

(令和2年3月24日現在)

区 分	①県商工業振興資金 (地域経済変動対策資金)	②マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	③衛生環境激変対策特別貸付	④県信用保証協会保証利用の融資 (セーフティネット4号・5号) (危機関連保証) ※県商工業振興資金も可	⑤県信用保証協会保証利用の融資 (緊急短期資金保証)
1 取扱金融機関	市内の銀行、信用金庫、信用組合	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	市内の銀行、信用金庫、信用組合	市内の銀行、信用金庫、信用組合
2 融資対象者	中小企業者	小規模事業者	小規模事業者 (旅館業、飲食店、喫茶店を営む者)	中小企業者	中小企業者
3 利率	固定1.6%	固定1.21%	基準金利1.91%	県又は金融機関が設定	金融機関が設定
4 融資限度額	50,000千円 (最近1か月の売上高50%以上 減少の場合100,000千円)	20,000千円	10,000千円 (旅館業:30,000千円)	県又は金融機関が設定	金融機関が設定
5 融資期間 (据置期間)	最長10年(2年)	最長7年(1年)	最長7年(2年)	県又は金融機関が設定	12か月以内
6 資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金
7 対象融資期間	3月16日～8月31日	3月6日～8月31日	3月6日～8月31日	3月6日～8月31日	3月6日～8月31日
8 対象融資金額 (上限)	50,000千円 (最近1か月の売上高50%以上 減少の場合100,000千円)	20,000千円	10,000千円 (旅館業は20,000千円)	20,000千円	20,000千円
9 利子補給率上限 (負担率)	金融機関 0.6% 県 0.5% 市 0.5%	市 1.0%	市 1.0%	市 1.0%	市 1.0%
10 利子補給期間	最長10年	最長5年	最長5年	最長5年	最長12か月
11 売上減少の要因	新型コロナウイルス	記録的な暖冬・少雪 新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス
12 利子補給要件	① 最近1か月の売上高が前年同期に比較して30%以上減少 ② かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比較して30%以上減少することが想定	① 最近1か月の売上高が前年同期に比較して20%以上減少 ② かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比較して20%以上減少することが想定	① 最近1か月の売上高が前年同期に比較して20%以上減少 ② かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比較して20%以上減少することが想定	① 最近1か月の売上高が前年同期に比較して20%以上減少 ② かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比較して20%以上減少することが想定	① 最近1か月の売上高が前年同期に比較して20%以上減少 ② かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比較して20%以上減少することが想定
備 考	県(金融機関、市)事業	市単独事業	市単独事業	市単独事業	市単独事業

※太枠内が、県、金融機関、市の対策

※国県等の支援内容により、利子補給内容(中小企業者の負担)が変更となる場合があります。